

小国高等学校町営寄宿舎 入寮規定

1 運営体制

(1) 運営者

名 称：小国町教育委員会（事務局）
住 所：熊本県阿蘇郡小国町大字宮原 1567 番地 1
T E L : 0967-46-3317

(2) 生活管理者

舍監 1 名（小国町会計年度任用職員、中学生舍監兼務）

2 施設概要

名 称：ほこすぎ寮

所在地：熊本県阿蘇郡小国町大字宮原 384 番地

定 員：高校生男女各 8 人

3 設置運営の目的

熊本県立小国高等学校の生徒で、遠隔地のため通学に困難が生じると認められる生徒に対し、集団生活の中で中学生の模範となり、感謝の心を忘れず自立心と協調性を育むことを目的とする。

4 入寮資格

- (1) 熊本県立小国高等学校に在籍し、小国町外及び南小国町外に保護者と在住し、高校から通学距離が 20 キロメートル以上の地域に在住するもの
- (2) その他教育委員会が必要と認めるもの

5 宿泊負担金（寮費）及び納入方法

- (1) 宿泊負担金 月額 45,000 円（施設管理費、食費込み）※ 8 月分を除く
- (2) 納入方法 預貯金口座からの自動振替（要申込）預金口座は、肥後銀行、熊本銀行、JA バンク、ゆうちょ銀行で毎月 25 日が当月寮費の振替日。ただし、振替日が土日祝日の場合は翌営業日。
- (3) 自動振替手続き 所定の、口座振替依頼書を金融機関へ提出し、早ければ振替は翌月分から開始。4 月分については、入学式に納付書を発行しますので、月末までに金融機関又は小国町役場会計管理室にて納付。

6 入寮上の注意

寮生が次のいずれかに該当するときは、退舎を命ずることがありますので厳守をお願いします。

- (1) 入舎生が建物の建造物物品等の破損を故意に行い、その修理を保護者が行わないとき。
- (2) 宿泊負担金その他の納入に 2箇月以上の未納があったとき。
- (3) 当該入舎生が在籍する高校の校則や規則並びに寮生心得等に違反したとき。
- (4) その他寄宿舎の管理上教育委員会が必要と認めたとき。